

災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました

千葉市では、大規模災害時における速やかな応急仮設住宅の建設を目的として、新たに、本市、千葉県、一般社団法人日本オフサイト建築協会の3者による協定を締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結団体

一般社団法人日本オフサイト建築協会

(東京都千代田区内神田2丁目12番1号 代表理事 長坂 俊成)

(1) 設立日

令和3年5月6日

(2) 概要

同協会は、木造建築のオフサイト生産(建設現場から離れた工場などの場所での生産)の技術の開発と普及を通じて、木造住宅ならびに木造施設の高性能化と生産性の向上、品質の安定化を図ることを目的とした非営利のオープンなプラットフォームである。

災害時には、このオープンなプラットフォームに基づき全国の地域工務店が相互に協力し、応急仮設住宅を迅速に供給する。

(3) 会員数

75社(うち、県内5社)

2 協定締結日

令和8年2月13日(金)

3 協定の内容

大規模災害時に、本市または千葉県からの要請により、協定団体は応急仮設住宅の建設に関して、住宅建設業者のあっせん、その他の必要な協力を行う。

※応急仮設住宅とは、大規模災害時に自らの資力では住宅が確保できない被災者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的に、災害救助法に基づき知事または救助実施市長が供与するもの。

<参考>

1 協会の実績

石川県能登半島地震において、261戸の応急仮設住宅を建設。



事例（石川県能登半島地震における応急仮設住宅）

2 応急仮設住宅に関する協定締結状況

応急仮設住宅の種類	団体名	協定締結日
建設型応急住宅	一般社団法人プレハブ建築協会	R5.4.3
	一般社団法人千葉県建設業協会	R5.4.3
	一般社団法人全国木造建設事業協会	R5.4.3
	一般社団法人日本ログハウス協会	R6.9.6
	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R6.9.6
	一般社団法人日本オフサイト建築協会	R8.2.13
賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借上げ）	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会	R5.4.3
	公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部	R5.4.3
	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会千葉県支部	R5.4.3

※千葉市は、災害救助のさらなる円滑かつ迅速な実施を図るため、令和5年4月3日付けで内閣総理大臣から救助実施市の指定を受けました。これにより、これまで千葉県が実施していた災害救助法に基づく応急救助について、本市の権限において、より円滑かつ迅速に救助を実施できるようになりました。